



福岡医発第1617号(地)

平成30年 9月 4日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

毒物及び劇物の盗難又は紛争防止に係る留意事項について.

標記の件につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長より、福岡県保健医療介護部薬務課生産指導係を通して別添のとおり連絡がありました。

本年1月31日に、県内で発生したシアン化ナトリウム紛失事案をはじめとして、毒物又は劇物の盗難、紛失事案が発生しているところです。

今般、当該事案を踏まえ、危害の発生を未然に防止する観点から、改めて保管管理について注意喚起を行うべく、毒物及び劇物の盗難又は紛争防止に係る留意事項が発出されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしく申し上げます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 吉武靖博
会長 島田昇二郎

30 薬第 1447 号

平成 30 年 8 月 3 日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬務課生産指導係)



毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について

本県の毒物劇物行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年 1 月 31 日に、本県北九州市で発生したシアン化ナトリウム紛失事案をはじめとして、毒物又は劇物の盗難、紛失事案が発生しているところです。

今般、当該事案を踏まえ、危害の発生を未然に防止する観点から、改めて保管管理について注意喚起を行うべく、毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について、平成 30 年 7 月 24 日薬生薬審発 0724 第 1 号により、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長から別添のとおり通知がありましたので、ご了知の上、貴会関係者に周知いただきますようお願いいたします。



平成 30 年 7 月 24 日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区区长

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

毒物又は劇物の盗難、紛失防止については、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 11 条第 1 項等に基づき、「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号薬務局長通知）をはじめとして、「毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について」（平成 30 年 2 月 2 日付け薬生薬審発 0202 第 5 号医薬品審査管理課長通知）等により、適切な毒物及び劇物の保管管理について注意喚起をしてきたところです。

今般、近年発生している毒物又は劇物の盗難、紛失事案を踏まえ、危害の発生を未然に防止する観点から、改めて保管管理について注意喚起を行うべく、毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について下記のとおりまとめました。

つきましては、貴職において、下記に御留意の上、貴管下関係者等に対する指導について、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、同旨の通知を、文部科学省高等教育局長及び初等中等教育局長、一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長並びに公益社団法人全日本トラック協会会長宛に発出することとしていることを申し添えます。

記

第 1 保管場所における盗難、紛失防止

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）のうち毒物又は劇物を直接取り扱う者においては、以下のそれぞれの項目に記載した盗難、紛失防止措置を実施されたい。

1 保管場所の管理について

毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者が、不用意に毒物又は劇物に触れることのないようにするため、以下の措置を講じること。

- (1) 毒物又は劇物の保管場所をその他の物から明確に区分された毒物劇物専用とすること。
- (2) かぎをかける設備等のある堅固な施設に保管すること。また、構造上かぎをかけ

劇物に関わる全ての毒物劇物営業者等は以下の措置を講じること。

- 1 盗難又は紛失時に備え、警察署及び関係行政機関（保健所、消防機関等）への連絡体制を整備しておくこと。
- 2 盗難又は紛失の事態が生じた場合には、直ちに警察署及び関係行政機関に届け出る等の適切な措置を講じること。